

## 【申請にあたっての注意事項】

### 入院医療機関設備整備事業(令和5年5月8日～)

**下記内容をご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。**

#### 1. 補助対象及び条件について

・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績(※①)があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う(※②)新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等が対象です。

① 令和5年9月30日までに、新型コロナウイルス感染症患者(院内感染による自院管理を除く)を受け入れること。

② 受け入れ実績及び受入可能病床数等を、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に入力すること。

・令和5年9月30日までに、新型コロナ患者(院内感染の自院管理を除く)の受入実績が無い場合は、補助金の返還が必要となります。

#### 2. 補助対象設備について

(1)新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

・新設、増設された病床に関連する需要品(消耗品)及び備品以外は対象外です。

・主な対象設備は、レッドゾーン内で使用する医療機器(体温計やパルスオキシメーター)やパーテーション等です。

(2)人工呼吸器及び付帯する備品

・ネーザルハイフローも対象としています。

・人工呼吸器を整備する場合は、入院患者が重症化した際に対応ができる体制の確保をお願いします。

(3)個人防護具

・マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドのみ対象とします(シューズカバー、アームカバー、プラスチックガウン等は対象外です。)

・備蓄は対象外です。令和5年10月以降に使用する個人防護具は対象外です。

**令和5年9月末までに使用可能な数量を申請して下さい。**

・受入病床において入院患者の治療等に従事する医師や看護師等の使用分が対象です。入院患者への対応や一般外来で使用するものと区別してください。

・補助対象期間の終了間際に納品されたものについて、使用実績等を踏まえたうえで、補助対象

として認められないことがあります。

・個人防護具の計算シートに基づき算出された枚数等を補助対象とします。

#### (4)簡易陰圧装置

・病院内の空調設備の改築や更新等は対象外です。

#### (5)簡易ベッド

・入院患者の対応にあたり、緊急的、一時的に設置する簡易なベッドが対象です。

・ICUベッド等は対象外です。

#### (6)体外式膜型人工肺及び付帯する備品

・体外式膜型人工肺(ECMO)を整備した場合は、重症患者の受入体制の確保が必要です。

#### (7)簡易病室及び付帯する備品

・改修・改築や建築等の工事は対象外です。

・付帯備品のための申請はできません。

#### (8)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)

・HEPAフィルター付であり、かつ、陰圧対応可能である空気清浄機が対象です。

・一般的な家庭用空気清浄機等は対象外です。

・陰圧に必要な設置工事費(ダクト工事等)も補助対象となります。

・**空気清浄機本体に陰圧機能がついているもので、陰圧機能を使用する場合にのみ補助対象となります。**

#### (9)HEPAフィルター付パーテーション

・交換用フィルターは対象外です。

#### (10)その他

・付帯する備品のための購入はできません。

・令和4年度以前に整備した設備を追加整備する場合、追加整備理由書を提出してください。

・令和5年9月30日までに納品、設置された設備が対象です。補助対象期間以降に納品されたものは、補助対象となりません。

・リースによる整備をする場合、補助期間内に要したリース料及び設置費用・撤去費用(補助期間内に設置又は撤去をする場合に限る。)を補助対象とします。

・リースによる対応が原則ですが、購入することとする場合は、理由書の提出をお願いします。

・新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであるため、特に高額なもの

については、基本的にリースでの整備となります。

### 3. その他

- ・期限を過ぎての申請は受付出来ませんので、申請期限を厳守してください。
- ・申請は奈良県電子自治体共同運営システム電子申請サービス(e-古都なら)のみで受け付けます。郵送等での受付は行いませんのでご注意ください。
- ・申請書等記入にあたっては、記入例を参考に記載間違い、記載漏れのないようご注意ください。
- ・補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)
- ・また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合、当該消費税等仕入控除税額を県に返還してください。
- ・補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。
- ・また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
- ・本事業に関する書類は、事業完了後5年間保管する必要があります。
- ・本補助事業は、国庫補助事業であり、会計検査院の検査の対象です。